

11月10日（日曜日）

マイナンバーカードの申請・交付のため日曜日臨時窓口を開設します！

町では、開庁時にお仕事などでマイナンバーカードの申請や受け取りが困難な方のために、下記日時に日曜日臨時窓口を開設します。

2021年3月(予定)から、マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります。この機会にぜひ取得しましょう。また、写真の無料撮影サービスも行っています！



〈日時〉 令和元年11月10日（日曜日） 午前9時～午後4時

〈場所〉 川北町役場1階住民課窓口

〈必要な持ち物〉（開庁時と変わりません）

◆マイナンバーカードの申請のみの方（後日、来庁しての受け取りが必要です）

○本人確認書類（下記Aから1点またはBから2点） ○認め印（必須ではありません）

◆マイナンバーカードの申請及び本人限定受取郵便でのカード受け取りを希望される方

（ご自宅でカードが受け取れます ご本人の来庁が必要です）

○通知カード ○住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

○本人確認書類（下記Aから1点またはBから2点） ○認め印（必須ではありません）

◆マイナンバーカード申請済みでカードの受け取りの方（ご本人の来庁が必要です）

○交付通知書（ハガキ） ○通知カード ○住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

○本人確認書類（下記Aから1点またはBから2点） ○認め印（必須ではありません）

（参考）本人確認書類

A	運転免許証・住民基本台帳カード(顔写真付き)・パスポート・身体障害者手帳 在留カード など
B	健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証 医療受給者証・各種年金手帳・預金通帳・学生証・社員証 など

※マイナンバーカードは、郵便のほか、スマートフォンやパソコン、証明用写真機でも申請ができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉 川北町役場住民課 TEL076-277-1111